

◎地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照表
 ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線部分は改正部分・**囲線部分**は修正部分）

修正後改正案	修正前改正案	現 行
<p>第八十一条 選挙権を有する者（第二百五十 二条の十九第一項に規定する指定都市（以 下の項において「指定都市」という。） の選挙された総合区長については、当該総 合区の区域内において選挙権を有する者） は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四 万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者 の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会（指定都市の</p>		<p>第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。</p>

選挙された総合区長については、当該総合区
の選挙管理委員会) に対し、当該普通地方
公共団体の長又は当該指定都市の選挙
された総合区長の解職の請求をすること
ができる。

② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙
権を有する者及びその総数の三分の一の
数(その総数が四十万を超え八十万以下の
場合にあつてはその四十万を超える数に
六分の一を乗じて得た数と四十万に三分
の一を乗じて得た数とを合算して得た数、
その総数が八十万を超える場合にあつて
はその八十万を超える数に八分の一を乗
じて得た数と四十万に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数) について、同条第
六項の規定は前項の代表者について、同条
第七項から第九項まで及び第七十四条の
二から第七十四条の四までの規定は前項
の規定による請求者の署名について、第七
十六条第二項及び第三項の規定は前項の

② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙
権を有する者及びその総数の三分の一の
数(その総数が四十万を超え八十万以下の
場合にあつてはその四十万を超える数に
六分の一を乗じて得た数と四十万に三分
の一を乗じて得た数とを合算して得た数、
その総数が八十万を超える場合にあつて
はその八十万を超える数に八分の一を乗
じて得た数と四十万に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数) について、同条第
六項の規定は前項の代表者について、同条
第七項から第九項まで及び第七十四条の
二から第七十四条の四までの規定は前項
の規定による請求者の署名について、第七
十六条第二項及び第三項の規定は前項の

請求について準用する。この場合において

て、第七十四条第六項第三号中「選挙管理委員会」とあるのは、「選挙管理委員会（指定都市の選挙された総合区長に係る請求については、当該総合区の選挙管理委員会）」と読み替えるものとする。

第八十二条（略）

② 前条第二項の規定による普通地方公共団体の長の解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

③ 前条第二項の規定による第二百五十二条

条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の選挙された総合区長の解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを前条第一項の代表者並びに当該指定都

請求について準用する。

第八十二条（略）

② 前条第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

市の関係総合区長及び長に通知し、かつ、これを公表するとともに、当該指定都市の議会の議長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第八十三条 普通地方公共団体の議会の議員又は普通地方公共団体の長若しくは第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の選挙された総合区長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は普通地方公共団体の長若しくは第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の選挙された総合区長の解職の請求は、その就職の日から一

第八十三条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の規定による普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをする事ができない。ただし、公職選挙法第百条第

年間及び第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これを行うことができない。ただし、公職選挙法第百条第六項（第二百五十二条の二十の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は普通地方公共団体の長若しくは指定都市の総合区長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の選任された総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員

六項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理す

第八十六条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、

会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の選任された総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下

る方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下

その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下

の場合にあつてはの四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市の区及び総合区(選任された総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合

の場合にあつてはの四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市の区及び総合区(総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限

の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と読み替えるものとする。

合区に限る。」と読み替えるものとする。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二十二條の十九第一項に規定する指定都市の選任された総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをする事ができない。

② (略)

(総合区の設置)

第二百五十二条の二十の二 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第十二項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。

る。」と読み替えるものとする。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二十二條の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをする事ができない。

② (略)

(総合区の設置)

第二百五十二条の二十の二 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第八項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事又は副市町村長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをする事ができない。

② (略)

<p>7 総合区長の任期は、四年とする。ただし、市長は、<u>選任による総合区長について</u>、任</p>	<p>2 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならぬ。</p> <p>3 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。</p> <p>4 総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任する。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、指定都市は、<u>条例で、総合区長を選挙人が投票により選挙することとすることができる。この場合において、当該指定都市は、全ての総合区長について、選挙することとしなければならない。</u></p> <p>6 政令で特別の定めをするものを除くほか、<u>公職選挙法中指定都市の長の選挙に関する規定は、前項に規定する選挙について準用する。</u></p>	<p>る。</p>
<p>5 総合区長の任期は、四年とする。ただし、市長は、<u>任期中においてもこれを解職する</u></p>	<p>2 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならぬ。</p> <p>3 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。</p> <p>4 総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任する。</p>	

期中においてもこれを解職することができる。

8 市長は、選挙された総合区長について、議会の同意を得て、当該総合区の選挙管理委員会に対し、その解職の請求をすることができる。

9 第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について、第八十二条第三項及び第八十三条から第八十五条までの規定は前項の請求に係る解職の投票について準用する。

10 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。

11 第四百四十一条、第四百四十二条、第四百五十九条、第六百六十四条、第六百六十五条第二項、第六百六十六条第一項及び第三項並びに第六百七十五条第二項の規定は選任された総合区長について、第四百四十一条から第四百四十五条まで、第四百五十九条及び第六百七十五

ことができる。

6 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 第四百四十一条、第四百四十二条、第四百五十九条、第六百六十四条、第六百六十五条第二項、第六百六十六条第一項及び第三項並びに第六百七十五条第二項の規定は、総合区長について準用する。

条第二項の規定は選挙された総合区長に

ついて準用する。

12

総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

二 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを

8

総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

一 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

二 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを

除く。)

三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

13 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員(政令で定めるものを除く。)を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならぬ。

14 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

15 総合区に選挙管理委員会を置く。

除く。)

三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

9 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員(政令で定めるものを除く。)を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならぬ。

10 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

11 総合区に選挙管理委員会を置く。

16 第四条第二項の規定は第二項の総合区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域について、第七百七十五条第二項の規定は総合区の事務所の出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

17 前条第七項から第十項までの規定は、総合区について準用する。

18 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(区常任委員会の設置)

第二百五十二条の二十の三 総合区長を選挙することとしている指定都市の議会は、条例で、常任委員会であつて各総合区に係る事務がその部門に属するもの(以下この条において「区常任委員会」という。)をそれぞれ置くものとする。ただし、必要があると認めるときは、区常任委員会であつ

12 第四条第二項の規定は第二項の総合区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域について、第七百七十五条第二項の規定は総合区の事務所の出張所の長について、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について準用する。

13 前条第七項から第十項までの規定は、総合区について準用する。

14 前各項に定めるもののほか、指定都市の総合区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

て二以上の総合区に係る事務がその部門に属するものを置くことができる。

2 区常任委員会の委員は、当該区常任委員会
の部門にその事務が属する総合区の区
域を選挙区とする議員のうちから、これを
選任する。

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁
定若しくは決定又は市町村の境界の確定、
普通地方公共団体における直接請求の署
名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散
又は議員若しくは長若しくは指定都市の
選挙された総合区長の解職の投票及び副
知事、副市町村長、指定都市の選任された
総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公
安委員会の委員の解職の議決、議会におい
て行う選挙若しくは決定又は再議決若し
くは再選挙、選挙管理委員会において行う
資格の決定その他この法律に基づく住民
の賛否の投票に関する効力は、この法律に
定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁
定若しくは決定又は市町村の境界の確定、
普通地方公共団体における直接請求の署
名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散
又は議員若しくは長の解職の投票及び副
知事、副市町村長、指定都市の総合区長、
選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の
委員の解職の議決、議会において行う選挙
若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、
選挙管理委員会において行う資格の決定
その他この法律に基づく住民の賛否の投
票に関する効力は、この法律に定める争訟
の提起期間及び管轄裁判所に関する規定
によることによつてのみこれを争うこと

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁
定若しくは決定又は市町村の境界の確定、
普通地方公共団体における直接請求の署
名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散
又は議員若しくは長の解職の投票及び副
知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委
員又は公安委員会の委員の解職の議決、議
会において行う選挙若しくは決定又は再
議決若しくは再選挙、選挙管理委員会にお
いて行う資格の決定その他この法律に基
づく住民の賛否の投票に関する効力は、こ
の法律に定める争訟の提起期間及び管轄
裁判所に関する規定によることによつて
のみこれを争うことができる。

関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

ができる。